明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六四）　二

○総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（二六五）　二

〔府　令〕

○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**六〇）　三

○総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**六一）　三

〔省　令〕

○財務省関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令（**財務**五三）　四

○東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を廃止する省令（**厚生労働**一〇二）　四

○特定水力発電事業関係総合特別区域法施行規則を廃止する省令（**国土交通**七五）　四

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定により政党でなくなった旨を公表する件（**総務**三四八）　四

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三四九）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**三三三）　五

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**八五一）　五

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一七二、一七三）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一八七）　六

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一九七～一九九）　七

〔人事異動〕

外務省　財務省　農林水産省　八

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　八

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一）　八

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（北海道地方交通審議会、東北同、関東同、北陸信越同、四国同）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　八

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　八

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六四号）（内閣官房）

総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年九月一三日とすることとした。

◇総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（内閣官房）

1　総合特別区域法（以下「法」という。）第一四条の二第一項各号に掲げる事項を記載した国際戦略総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替えについて定めることとした。（第三条関係）

2　法第三七条の二第一項各号に掲げる事項を記載した地域活性化総合特別区域計画について構造改革特別区域法を適用する場合の読替えについて定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年九月一三日）から施行することとした。